

令和4年度尾張旭市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（計画期間：令和4年4月～令和9年3月）（以下「特定計画」という。）の、尾張旭市における市町村実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

2 計画策定の目的

ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農林業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とニホンジカの適切な関係の構築を目指す。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

本計画に基づき管理が行われるべき対象区域は、市内全域とする。

5 第二種特定鳥獣の現状

(1) 生息状況

ア 分布域

市北部に位置する愛知県森林公園の山林沿いの地域で、ニホンジカの生息を確認している。

イ 生息環境と土地利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。

本市では人工林の占める割合が60%と高く、ニホンジカの被害は限定的と考えられる。

ただし、「愛知県の農林業センサス結果」によると、県内で耕作放棄地面積が増加しており、本市も同様に増加傾向にある。森林周辺における耕作放棄地の増加はニホンジカの個体数増加及び分布域拡大を助長する可能性があり、注意が必要であると考えられる。

表1 林種別森林等面積（民有林）

（単位：ha）

| 計画区域 | 総数 | 立木地 | | | | 竹林 | 無立木地 |
|------|-----|----------------|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| | | 針葉樹 | 広葉樹 | （再掲） | | | |
| | | | | 人工林 | 天然林 | | |
| 尾張旭市 | 283 | 188 (66.4%) | 87 (30.7%) | 170 (60.0%) | 105 (37.1%) | 3 (1.1%) | 5 (1.8%) |

（出典）2019年度愛知県林業統計書

(2) 被害の状況

対象区域におけるニホンジカによる農産物被害状況について、本市では目撃情報がほとんどなく、被害の報告を受けていない。

しかし、生息域の拡大に伴い、今後農業被害や市街地への出没による生活環境被害が発生するおそれがあるため、注視する必要がある。

(3) 捕獲状況

市内では、森林公園にて捕獲されている。

市内の捕獲わな及び銃による捕獲数実績を表2に示す。

本市ではこれまで個体数調整のための捕獲を行っていないが、森林公園内において被害の防止を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）が行われており、令和元年度と令和3年度に各1頭の捕獲実績がある。

表2 捕獲数実績

（単位：頭）

| 年度 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3(速報) |
|----|-----|-----|----|----|--------|
| わな | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 銃 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |

（出典）市環境課資料

6 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 目標

特定計画に定められた次の目標を達成するために、県と連携・協力し、個体数の調整、被害防除対策及び生息環境の管理等を総合的に行う。

- ・生息数の減少
- ・生息密度の低減
- ・分布の拡大防止及び縮減
- ・農業被害・生態系被害の未然防止又は減少

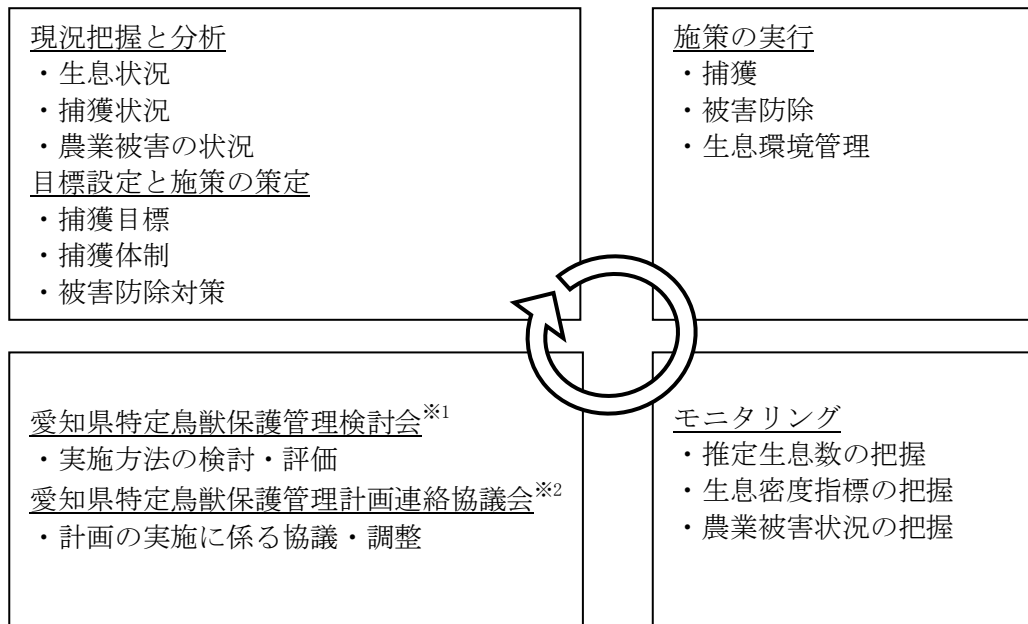
(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

計画の運用に当たっては、生息数や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を毎年度、確認・評価

し、必要に応じて施策の見直しをしながら進めるものとする。その際、県が主導する愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※1}及び愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会^{※2}を活用し、関係者と連携しながら、繰り返し実施する（図1参照）。

図1 順応的管理



(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

※1 愛知県特定鳥獣保護管理検討会

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織

※2 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）、市町村及び関係団体から構成され、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織

イ エリア管理

特定計画では、ニホンジカの管理は、環境省のガイドラインに示された類型区分（表3）の考え方を参考に、対象となる地域のニホンジカの分布、生息同行、各種被害の状況等に基づく類型区分を行い、各エリアの目標に応じた施策を推進するとされる。

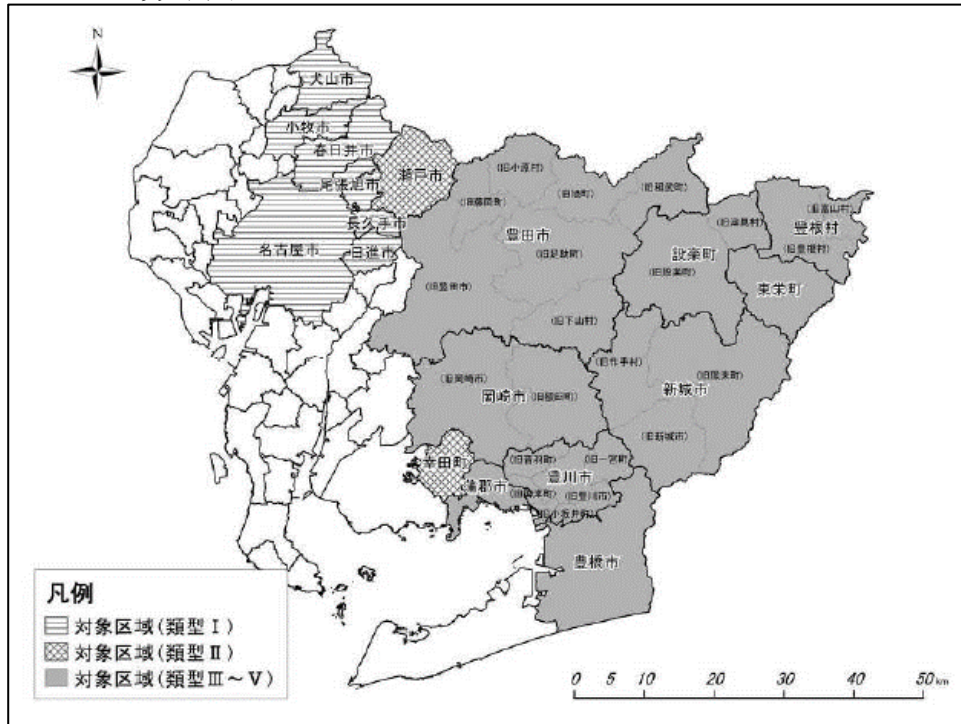
本市は、全域が類型Iに区分されている（図2参照）。

表3 エリア管理

| 類型 | 分布状況 | 生息状況 | 被害状況 | 目指すべき状態及び留意すべき点 |
|-----|-----------------------|--|---|--|
| I | ・長らくニホンジカが分布していなかった地域 | ・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない) | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。 | ・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。 |
| II | | ・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。 | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。 | ・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。 |
| III | ・従来からニホンジカが分布している地域 | ・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断) | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。 | ・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。 |
| IV | | ・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断) | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |
| V | | ・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。 | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |

(出典) 環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・令和3年)

図2 エリア分布図



(出典) 愛知県環境局自然環境課資料

7 目標を達成するための対策

(1) 個体数調整、狩猟等による捕獲

分布域の縮減及び生息密度の低減のため、表4のとおり捕獲目標数を設定する。

表4 捕獲目標数 (単位：頭)

| 年度 | R2年度 (実績) | | | R3年度 (見込み) | | | R4年度 (目標) | | |
|-----|-----------|-------|----|------------|-------|----|-----------|-------|----|
| | 狩猟 | 個体数調整 | 合計 | 狩猟 | 個体数調整 | 合計 | 狩猟 | 個体数調整 | 合計 |
| 捕獲数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |

令和元年度と令和3年度に各1頭の捕獲実績があるが、いずれも餌を求め迷いこんだものと思われ、市内にニホンジカは定着していないと考えられる。現状、農業被害の規模、直近の目撃状況等は把握していないため、個体数調整数は1頭を目標とする。ただし、今後、常習的な被害の報告が見られれば、捕獲目標数の増加を検討する。

(2) 許可捕獲の推進

目標を達成するため、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を推進する。

具体的には、ニホンジカが捕獲される可能性がある地域においてイノシシの捕獲が行われる場合、錯誤捕獲による放獣（機会損失）を防ぐため、あらかじめニホンジカについても捕獲許可申請を行うよう指導を行う。

(3) 被害防除対策

ニホンジカ被害を防除するためには、市が猟友会、地域住民等と情報共有するとともに、ニホンジカ被害がある地続きの近隣市とも連携を図り、計画的・継続的に被害防除対策を実施することにより、農地及び人家周辺がニホンジカにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

市内にニホンジカの定着は確認されていないが、隣接する瀬戸市では定着（メスジカの捕獲）が確認されていることから、生息数や被害の増加が見られる場合には、効果的な被害防除対策の取組を進める。

ア 電気柵の設置

電気柵の設置に当たっては、十分な高さを確保し、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛込み等により、ニホンジカに容易に侵入されないように注意する。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的に行うほか、告知看板の設置による安全対策を講じる必要がある。なお、効果及び安全性確保のために、必ず専用機材（電源、柵線、絶縁部品等）を使用し、自作しないようにする。

イ ワイヤメッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地等の外周を囲い、ニホンジカの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止を組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置を検討する。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要があり、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組む。

ウ チューブ（ツリーシェルター）の設置

苗木や幼齢林を1本ごとにポリエチレン等のチューブで覆い、ニホンジカの枝葉食害を防除する方法である。チューブ以外にも同様の方法として、対象木の周囲に支柱を立ててネットで囲んだ防護ネット等があり、適切に設置すれば防除効果は高いが、以下のデメリットもある。

- ・対象木が夏場に蒸れたり、雪によって折れたりすることがあるため、設置場所の気象条件に合った素材を選択する必要がある。
- ・毎年の維持管理と同時に当年枝を筒内で上に向け直す作業が必要である。
- ・資材単価が高価なため、小面積の造林地等を除いて、個人での設置は困難である。

エ 忌避剤の塗布及び樹皮の保護

林業被害に対しては、単木ごとに忌避剤を塗布、剥皮食害や角研ぎによる被害防止のための保護資材を幹に巻く方法などがある。いずれの場合も、林齢、被害時期、効果持続期間等に応じて効果的に実施できるよう選択する必要がある。忌避剤による防除方法は比較的簡便であるが、以下のデメリットもある。

- ・長期の効果は期待できず、伸長した枝等は食害を受ける。
- ・対象苗木周辺の林床に餌植物が存在しないと期待した効果が得にくい。

(4) 生息環境管理

ニホンジカの侵入を予防し、生息域の拡大防止及び縮減を図るため、生息数や被害の増加が見られる場合には、生息環境管理を推進する。

具体的には、次の環境整備により、農地及び人家周辺への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

ア 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施設や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

イ 誘引物の除去

農地や人家周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してニホンジカに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はニホンジカの食物となり、ニホンジカを誘引するため、農家及び地域住民等へ適切に処分するよう促す。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保に努める。

(5) 人材育成・捕獲の担い手確保

県内の狩猟免許所持数は近年微増傾向にあり、20代から40代の割合も増加している一方で、狩猟者登録者数は、長期的には減少傾向にある。捕獲の担い手の育成・確保を図るため、県と連携して狩猟免許制度のPRに努め、幅広い層に向けた啓発を図る。

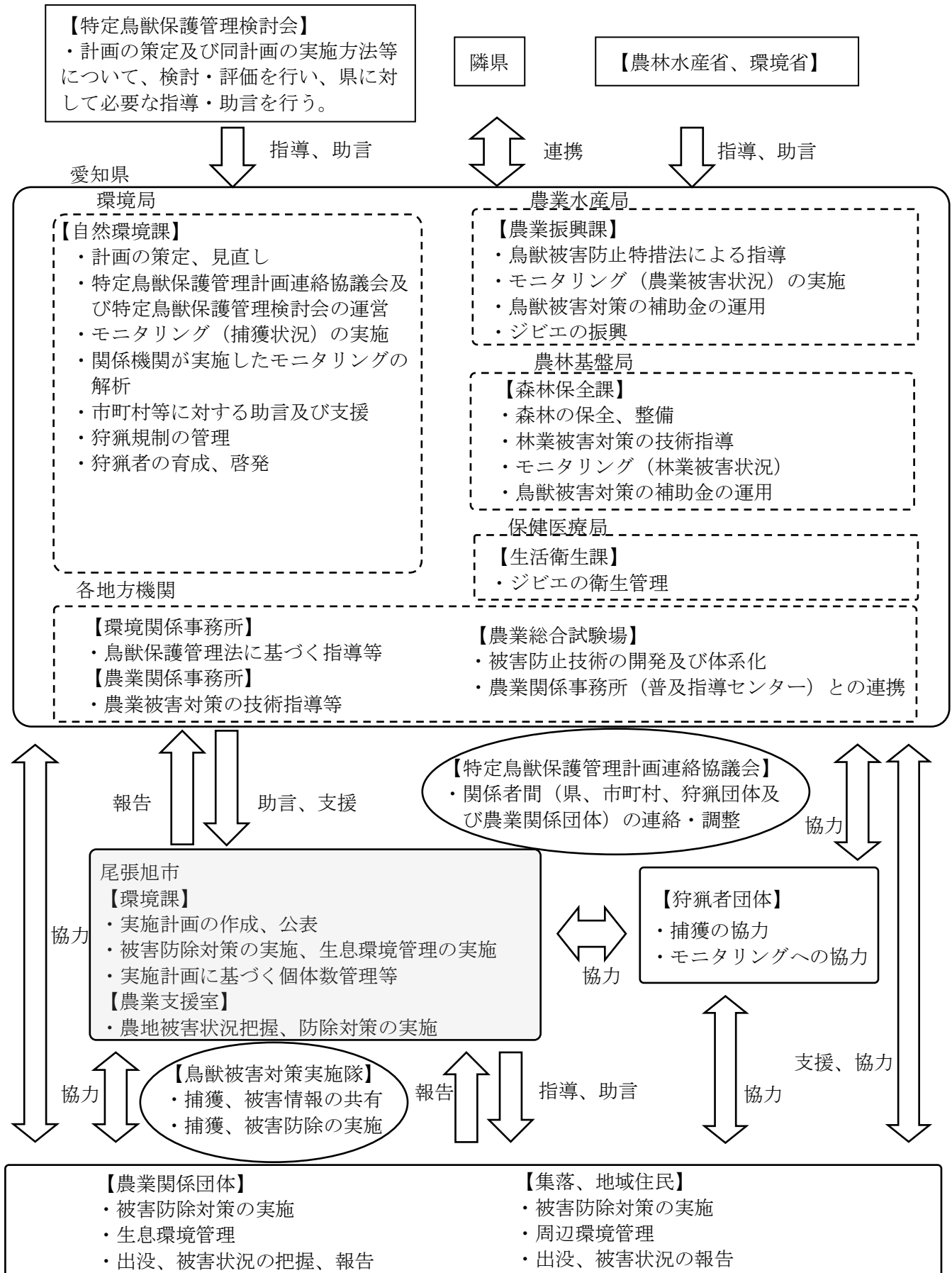
また、近年わな猟免許を中心に、狩猟免許取得者が増加している一方で、実際の捕獲につながらない場合も多いため、県が主催する免許取得者に向けた捕獲技術向上のための講習会をPRし、技術的な支援を行うなど、捕獲の担い手確保に努める。

8 その他管理のための必要な事項

(1) 計画の実施体制

管理を適切に実施していくため、特定計画の実施体制を基本とし、行政、関係団体、地域住民が密に連携し、合意形成を図りながら計画を実施する（図3参照）。

図3 計画の実施体制図



(2) 年度別実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、生息環境整備、被害防除対策、捕獲頭数及びその根拠等を記載した実施計画を作成する。計画の作成に当たって、毎年度次の関係情報を収集、把握し、施策の評価を行い、計画に反映する。

＜関係情報＞

- ・生息情報（捕獲頭数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等）
- ・被害状況（農業被害の場所、種類、被害量、被害額等）
- ・被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・生息環境の整備状況

また、捕獲頭数については、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農業被害の状況を踏まえて高い捕獲圧をかけることを前提に適切な捕獲頭数を設定する。

(3) 市街地出没の防止等に係る対応について

近年、ニホンジカが住宅地等に出没し、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、本市においても今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、ニホンジカの出没を抑制するための対応、出没したときの対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための方法

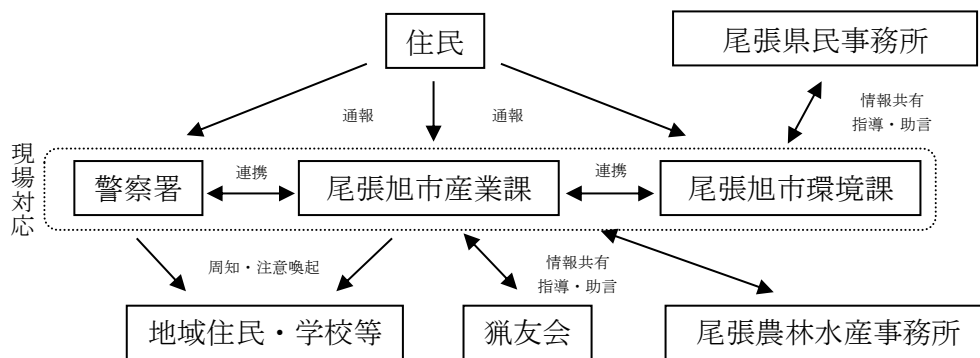
山際や河川敷における藪の刈払い等によりニホンジカの侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせ実施することで住宅地への誘引を予防する。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。捕獲する場合には警察等関係団体に協力を要請し、周辺住民の安全を確保した上で実施する。

また、出没に対して迅速に対応するため、連絡体制を図4に示す。

図4 緊急時連絡体制



(出典 令和元年度 尾張旭市鳥獣被害防止計画)

(4) 錯誤捕獲の防止等に係る対応について

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場で放獣する。ただし、ニホンジカと同様に特定計画に該当するイノシシが捕獲された場合は、放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

また、カモシカが錯誤捕獲される可能性がある場合、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮するよう指導する。

(5) 感染症及び安全対策の実施

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症としてQ熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症としてE型肺炎等がある。

県と協力し、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

(6) 情報の収集・普及啓発等

市は、県及び関係者の協力のもと、ニホンジカの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、ニホンジカの管理について県民への普及啓発に努める。普及啓発の際は、特定計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。